

議案第 3 2 号

市川市風致地区条例の一部改正について

市川市風致地区条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市風致地区条例の一部を改正する条例

市川市風致地区条例(平成 1 6 年条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「(面積が 1 0 ヘクタール未満のものに限る。以下同じ。)」を削り、同項第 7 号中「たい積」を「堆積」に改める。

第 3 条第 2 号中「、有線放送電話業務若しくは放送事業」を「若しくは基幹放送(放送法(昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号)第 2 条第 2 号に規定する基幹放送をいう。)」に改める。

第 4 条第 8 号及び附則第 2 項中「たい積」を「堆積」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 7 号、第 3 条第 2 号、第 4 条第 8 号及び附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(市川市景観条例の一部改正)

- 2 市川市景観条例(平成 1 8 年条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 項第 5 号中「千葉県風致地区条例(昭和 4 5 年千葉県条例第 6 号)又は」を削り、同表第 2 項第 6 号中「千葉県風致地区条例又は」を削る。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令における風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の改正により、面積が10ヘクタール以上の風致地区内における建築等の規制について本市の条例で定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。